

〔服飾管見〕寶髻

令を考るに、一品以下四品已上各別製あり、女王五位已上位及階毎に各別製あり、内命婦また位及階をわかつ事、女王に准ふ、義解に金玉を以て髻の緒をかざる故に、寶髻といふと見えたり、又西宮抄に朝拜供奉の女房の装束を記せし中に、有徽不載儀式と見えたり、令に徴てふ物をいはずるは、禮冠の徽、禮冠にはなれざれば、別にのせられず、是にならひて内親王女王内命婦の寶髻の玄るしも、別に載られぬ也けり、○中又北山抄即位の條に、不用簪用纂、是位驗也と記して、首書に可用徽字とみえたれど、此頃既に禮服廢れて異説のみ多し、まして婦人の禮服は、ことに變りし也、○中考るに、唐の兩博髻も、髻の緒につくるならで付べき處なし、且寶釧を飾るなれば、此朝に寶髻てふ物則是也、但唐の兩博髻にたがへるは、禮冠に准て、徽をくはへて、品位及階をわかつてのみ、されば寶髻と名をかへられしにぞ有ける、其徽は禮冠の徽に同じかるべし、左右の博髻より彫櫛の前にわたをつけて、その上に徽をたてし事、仁六年御即位記に、伯家、簪、帳、女王、雜事、文保二年の記を引て、位驗一頭、釵、子、上、居、金、鳳、含、玉、一、顆、高、一、寸、長、一、寸、とあり、釵、子、の、上、に、居、と、い、へ、る、い、た、い、き、の、前、に、あ、た、れ、る、是、古、へ、の、遺、風、也、但、そ、の、徽、金、鳳、なること、は、物、に、み、え、た、れ、ど、寶、髻、既、に、た、か、た、め、し、な、る、べ、し、所、な、き、ま、い、に、徽、の、下、に、鏤、な、ど、し、て、釵、子、も、て、か、た、め、し、な、る、べ、し、

義髻

〔令義解衣服〕朝服

一品以下五位以上、去寶髻及褶烏、○註以外並同禮服、六位以下初位以上、並著義髻、謂、以、他、髻、飾、自、

〔令集解二十九〕穴云、寶髻時直如常耳、義髻之處亦如也、○中釋云、以他髻著飾己髻、號爲義髻也、蓋

義命令之意也、穴云、六位以下著義髻、五位以上無髻而參耳、朱公、六位以下初位以上著義髻志何、若不得寶髻代歟、何、又五位以上尋常之日、用聽不何、答不聽者、額云、可聽者何、

〔容齋隨筆八〕人物以義爲名

人物以義爲名者、其別最多、仗正道曰義、義師、義戰是也、○中自外入而非正者曰義、義父、義兒、義兄